

厚木市地域福祉計画（第 7 期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、厚木市地域福祉計画（第 6 期）の計画期間が令和 8（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和 9（2027）年度を始期とする厚木市地域福祉計画（第 7 期）を策定するものです。

高齢者、障がい者、こども及び若者が抱える複雑化・複合化する課題やニーズに対して、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、行政と連携しながら解決を図る必要があることから、地域福祉計画（第 7 期）は、地域住民が互いに理解し合い、共に支え合う、地域共生社会の推進を目的とします。

(1) 計画の位置付けと性格

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こども及び若者など各分野が共通して取り組むべき事項を記載するとともに、分野別の計画、施策等を総合化・包括化した計画です。

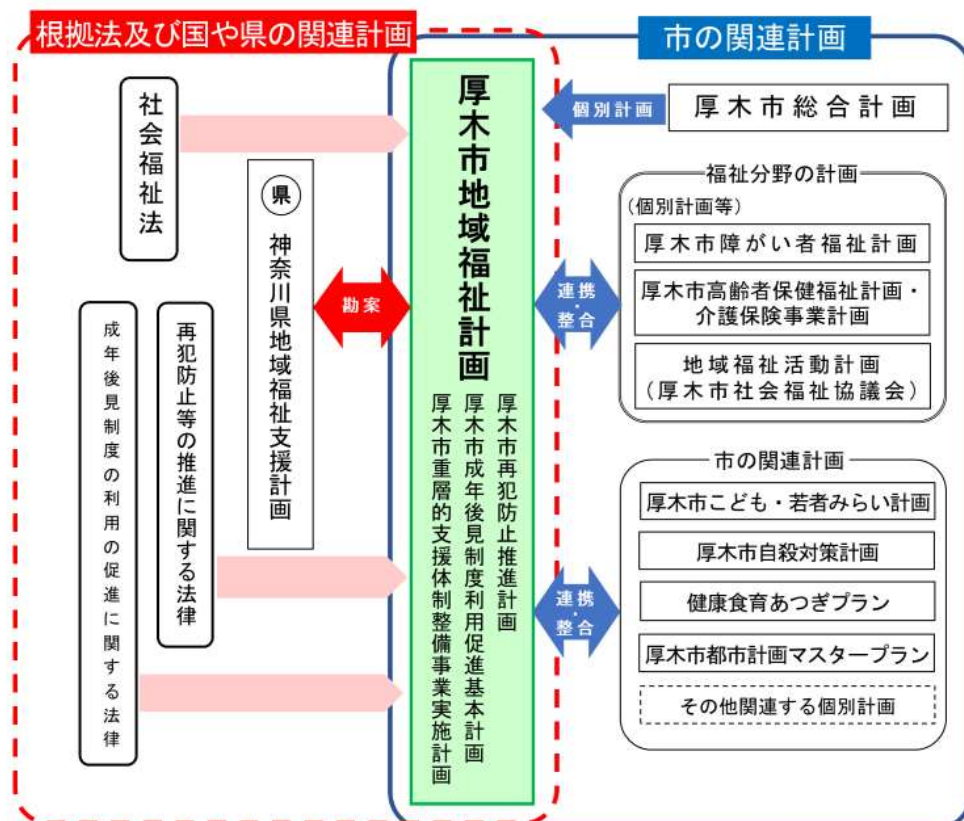
ア 位置付け

- (ア) 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
- (イ) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (ウ) 厚木市総合計画の個別計画
- (エ) 厚木市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に補完・連携する計画

イ 包含する計画

- (ア) 再犯防止推進計画（再犯防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項）
- (イ) 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条）
- (ウ) 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5）

図 計画の根拠法及び他計画との関連図



(2) 計画期間

令和9（2027）年度から令和14（2032）年度まで（6か年計画）

※3年ごとに見直しを行います。

(3) 計画の推進体制

市、社会福祉協議会及び地域等が協働し、この計画を推進します。

2 現状と課題

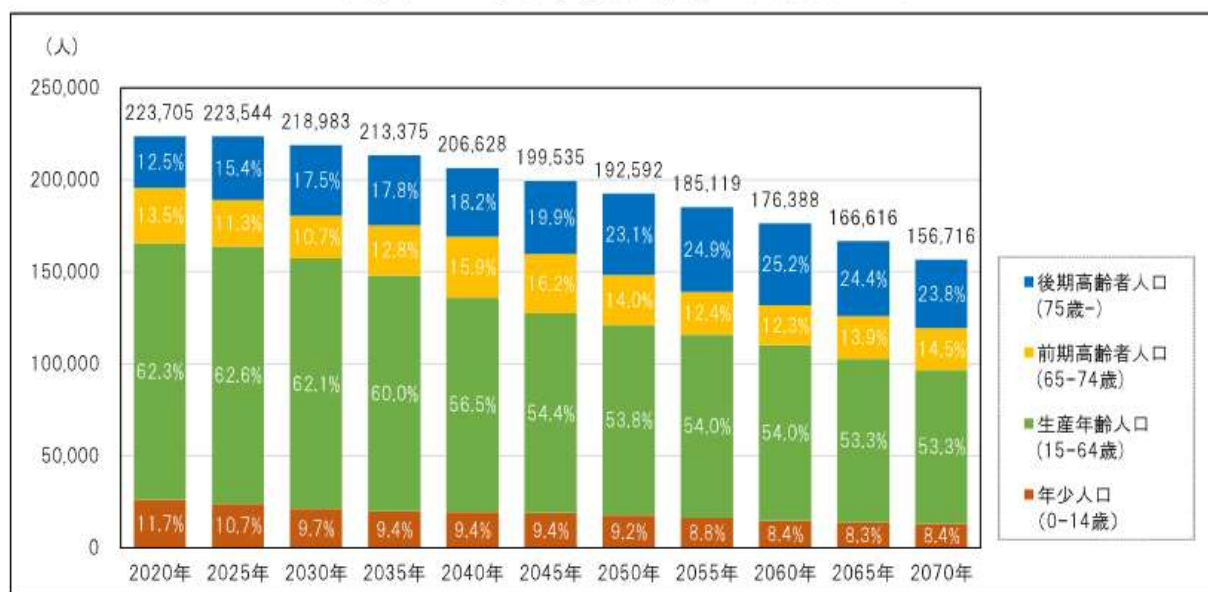
現行計画（第6期）は、地域包括ケア社会の実現に向け、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とし、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなどの施策を行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携し、推進してきました。

(1) 厚木市の人口推移

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においても急速に高齢化が進んでいます。

厚木市人口ビジョンによると、令和27（2045）年までは老年人口の増加が続く一方、年少人口・生産年齢人口は更に減少することが見込まれており、医療・介護分野の人材不足を始め、地域コミュニティの担い手不足など、多くの課題が懸念されています。

図表 厚木市推計（年齢4区分別人口）



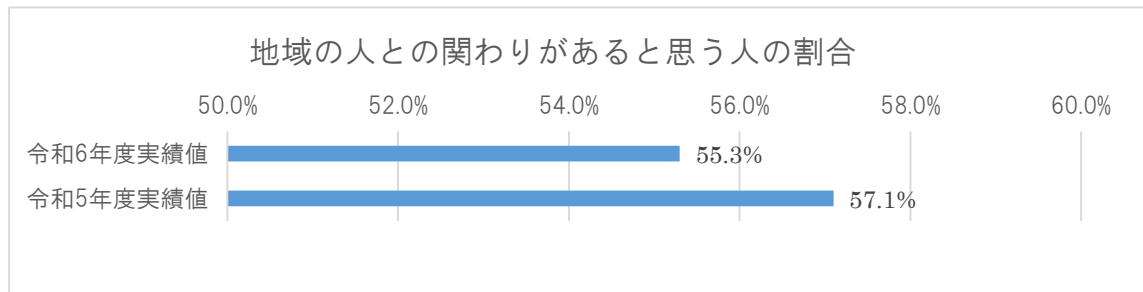
出展：厚木市人口ビジョン

(2) 令和6（2024）年度厚木市民実感度調査結果

ア 市の施策による市民の行動の変化「地域福祉・生きがいくりについて」

「地域の人と日常生活で関わりがある」と回答した人の割合は、「はい」が 55.3%と令和5（2023）年度から 1.8 ポイント下回っています。

【対象：厚木市在住の満 18 歳以上の男女（外国人住民を含む）】



イ 市の施策に対する実感度「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための実現について」

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現について、「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が 50.7%と目標値を 5.3 ポイント下回り、「支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実している」と回答した人の割合は、38.2%と目標値を 7.3 ポイント下回る結果となっています。

単位：（%）

項目（n）	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない	実感している	実感していない
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
地域福祉活動の推進(853)	11.0	39.7	32.1	14.5	2.6	50.7	17.1
高齢者、障がい者の就労・生きがいくりに対する支援(819)	8.9	34.4	37.0	15.9	3.8	43.3	19.7
高齢者福祉施設の整備などの充実(821)	10.4	34.3	37.5	15.5	2.3	44.7	17.8
高齢者に対する支援の充実(822)	11.4	35.5	35.8	13.7	3.5	46.9	17.2
障がい者に対する支援の充実(757)	8.2	28.5	45.8	14.3	3.2	36.7	17.5
包括的な支援体制の充実(802)	7.9	30.3	41.3	16.3	4.2	38.2	20.5

※ n：回答数

(3) 主な課題

ア 地域社会のつながりの希薄化

ライフスタイルの変化や単身世帯の増加（自治会加入率の低下、コロナ以降の接触を避ける傾向の定着）などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

市民実感度調査において「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が目標値を下回ったことから分かるように、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなど包括的な支援体制の充実が求められています。

また、犯罪や非行をした人が、住居や就労先を確保し、社会とのつながりを実感できるよう、社会復帰を支援する、再犯防止の取組を進める必要があります。

イ 多くの課題を抱える高齢者の増加

本市においては、令和 27（2045）年に高齢者人口がピークを迎えるとともに、85 歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。また、高齢者の 30%以上が認知症になるという推計があります。

更なる高齢化の進展により、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の方などが増加し、生活上や介護の問題など、多種多様な課題を抱える高齢者が増加することが見込まれます。

ウ 障がい者に対する理解の不足

障がい者が地域で社会生活を営むためには、近隣住民や職場など周囲の理解が不可欠です。令和 7（2025）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障がい福祉基礎調査を行った結果、「あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか」という問いに対し、「理解不足」、「やや理解不足」と回答した割合は 32.4%となっています。精神障がいや発達障がいなど、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

エ 複雑化・複合化する支援ニーズの増加

8050 問題やこどもの貧困、ヤングケアラーなど世代や属性を問わず、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、医療・介護・福祉の分野だけでなく、社会的孤立やひきこもりの問題など、各制度の狭間にある支援ニーズや総合的な相談に対して、従来の支援体制では対応が困難なケースが増加していることから、多角的な支援が必要です。

3 策定に当たって考慮すべき視点

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりと地域を支えるネットワークの強化

つながりを実感できる居場所づくりと、こどもから高齢者まで地域住民一人一人が、役割にとらわれずに包括的に支え合える「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進します。

また、様々な地域課題の把握や社会資源の活用のため、地域福祉推進委員会を始めとする関係機関や地域住民などのネットワークを更に強化し、地域の特性に応じた福祉活動を推進し、地域全体のウェル・ビーイング（※1）の向上を図ります。

（※1）「ウェル・ビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的及び、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

(2) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症の方などの増加に伴い、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し、支援する成年後見制度の更なる利用促進及び周知が必要となります。

(3) 重層的支援体制整備による支援体制の充実【重層的支援体制整備事業実施計画】

医療・介護・福祉など、多機関協働による支援体制の強化や地域につながる支援ネットワークの構築など重層的支援体制整備を推進します。

(4) 再犯防止の取組の推進【再犯防止推進計画】

犯罪や非行をした人が、地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、保護司を始め、民間協力者や関係機関と連携しながら、再犯防止対策に取り組み、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

(5) 障がい者に対する理解の促進

障がい者が差別を受けることなく、地域で安心して社会生活を営むことができるよう、地域住民や職場の理解促進を図るための啓発活動や、児童・生徒等若い世代の福祉教育を推進します。

(6) 地域福祉におけるDXの推進

ICT（情報通信技術）やAI（※2）などのデジタル技術を活用し、地域住民や福祉関係者、関係機関などが連携して情報を共有できる仕組みを整えます。

また、相談・支援体制の迅速化と効率化を図るとともに、多様なニーズに柔軟に対応できる、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供を目指します。

（※2）「AI」とは、Artificial intelligence（人工知能）人間の思考プロセスと同じような形で動作するコンピュータープログラム、コンピューター上で知的判断を下せるシステム等を指す。

4 計画の目指す姿

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

(2) 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

(3) 基本目標

- ア 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち
- イ 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち
- ウ 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

5 策定体制

(1) 附属機関

- ア 厚木市保健福祉審議会
- イ 厚木市地域包括ケア推進会議

(2) その他の機関

- ア 厚木市地域福祉推進会議
- イ 厚木市成年後見制度利用促進協議会

(3) 市民参加手続

- ア 審議会等（同項「(1) 附属機関」参照）
- イ 意見交換会
- ウ パブリックコメント

6 策定スケジュール

令和9（2027）年度を始期とする計画の策定に向け、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

期間 策定期間	令和 7 (2025)年度					令和 8 (2026)年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定状況						■策定方針決定			■計画素案策定			■計画案策定			計画策定■			
主な附属機関						■保健福祉審議会(方針) ■地域包括ケア推進会議(方針)						■保健福祉審議会 ■保健福祉審議会(諮問) ■保健福祉審議会(答申)				■保健福祉審議会 (パブコメ結果,最終案) ■地域包括ケア推進会議 (パブコメ結果,最終案)		
市民参加手続き										■意見交換会 (市民・事業者)					■パブリックコメント			
その他	■アンケート調査 (高齢・障がい)																	

厚木市地域福祉計画（第7期）の施策体系図【計画期間：令和9年度～令和14年度】

<将来像> 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取組（案）	達成された姿
見守り、つながり、支え合い、 一人一人が尊重される 地域づくり	基本目標1 互いに認め合い、一人一人が 尊重され、地域で安心して 暮らせるまち（人づくり）	1 地域で支え合う人づくり	○認知症サポーターの養成 ○子育てアドバイザーの育成 ○地域福祉に携わる民生委員・児童委員等の負担軽減、担い手の育成 ○ボランティア活動の推進 ○支え合い活動の周知・啓発 ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の充実 ○生活支援コーディネーターの充実 ○福祉人材の確保に向けた取組の推進	「支え手」と「受け手」の関係を超えて 誰もが活躍できる地域ができています。
		2 福祉に対する理解の促進	○認知症の症状や支援体制をまとめた「認知症ケアパス」などの配布 ○障がい者理解のためのガイドブックやヘルプカードの配布 ○認知症普及交流イベントの実施 ○児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施 ○高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設等での交流事業の実施	福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、 尊重し合える関係ができています。
		3 地域を支えるネットワークづくり	○ゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進 ○地域の相談支援機関による包括的なネットワークの構築 ○居場所を利用したネットワークづくり ○地域の拠点である地区市民センターを活用したネットワークづくり ○災害時における避難行動要支援者に対する避難連携強化 ○多様な主体の交流を深め、顔の見える関係性の構築 ○地域の相談機関や福祉サービスを地域に浸透させるツールづくりの検討 ●地域福祉におけるDXの推進 ●ICT（情報通信技術）を活用した地域のつながりづくりの検討 ●デジタル技術を活用し、行政や福祉関係者などが連携して情報を共有できる仕組みの実施	地域の課題や社会資源が地域で共有され、 地域を支えるネットワークが活用されている。
	基本目標2 住民の絆が深まり、地域で支え合う 共生のまち（地域づくり）	4 地域における居場所づくり	○地域住民にとって身近な居場所の周知 ○居場所づくり、仲間づくりの支援 ○公共施設など気軽に利用できる居場所づくりの支援 ○ミニデサービス、サロンや茶話会などの開催 ○生きがいや社会参加につながる活動の充実	地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話や おしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、 地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。
		5 安心・安全・快適な地域づくり	○地域住民によるゆるやかな見守り活動の推進 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな見守りの導入 ○民間事業者との地域見守り協定の充実 ○地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発 ○災害発生時に近所同士の助け合いによる支援活動の推進 ○公園・公共交通・歩道などのバリアフリーの促進 ○移動手段の確保、利便性の向上 ○生活利便施設（スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど）の立地課題の解決、買い物支援	生活利便性の向上と住民同士のゆるやかな見守り関係が日常 生活の安心感を生み、安全で快適な生活ができています。
		6 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な 相談支援の充実	●基幹型地域包括支援センターの設置 ○自立相談支援員の適切な配置による包括的相談支援体制の充実と相談窓口の機能強化 ○就労準備支援事業の充実 ○住居確保のための支援実施 ○生活困窮者世帯のこどもに対する学習支援事業の実施と関係機関との連携	身近に相談窓口があり、本人や世帯の状況に応じて、 一体的かつ計画的な支援が行われ、経済的自立や 社会参加を促す仕組みがある。
	基本目標3 地域社会とのつながりを実感し、 誰もが社会参加できるまち （仕組みづくり）	7 立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う 地域づくり 【再犯防止推進計画】	○住居確保、就労確保に向けた関係機関との連携強化 ○協力雇用主登録の周知・啓発 ○犯罪や非行をした人に対する理解の促進 ○地域住民を含めた「社会を明るくする運動」の実施 ○保護司などの民間協力者や関係機関と連携した犯罪や非行の未然防止のための啓発活動 ○保護司などのなり手不足解消に向けた啓発活動 ○保護司、更生保護女性会などの活動支援 ○更生保護サポートセンターの運営支援	関係機関が相互に連携・協力して支援することで、 犯罪や非行をした人が地域社会とのつながりを実感し、 安心して暮らすことができています。
		●8 重層的支援体制整備事業による 支援体制の充実 【重層的支援体制整備事業実施計画】	○相談支援包括化推進員を中心とした重層的な支援体制の充実 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなど多機関との連携強化 ○ヤングケアラー、8050問題など複合的な課題に対する相談支援、参加支援、地域づくり支援等の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、 医療・介護・福祉などの支援機関や地域が受け止める 支援ネットワークがあり、地域社会とのつながりが 実感できています。
		9 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	○権利擁護、成年後見制度の総合的な相談窓口の充実 ○高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の充実 ○権利擁護支援センターあゆさぼ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、 障がい者相談支援センターの連携強化 ○成年後見制度の理解促進、権利擁護支援センターあゆさぼの周知・啓発 ○成年後見制度が必要な方へのチーム支援の推進 ○司法・医療・福祉等を含めた地域連携ネットワークの推進 ○本人を中心とした意思決定支援の推進	一人ひとりの思いや権利が尊重され、安心して 自分らしく暮らすことができています。